

議員提出議案第4号

非核三原則の堅持を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、守谷市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年9月17日 提出

守谷市議会
議長 寺田 文彦 様

提出者 守谷市議会議員 長谷川信市

賛成者 守谷市議会議員 高梨 恭子

賛成者 守谷市議会議員 山田美枝子

賛成者 守谷市議会議員 菊地 詩子

賛成者 守谷市議会議員 滝川 竜雅

令和 年 月 日 原案 決

非核三原則の堅持を求める意見書

非核三原則「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」は、昭和42（1967）年に当時の佐藤栄作内閣総理大臣が国会で表明し、昭和46（1971）年には衆議院においてその厳守に関する決議が可決されて以来、我が国の国是として位置付けられ、歴代内閣によって堅持されてきました。

また、我が国は世界唯一の戦争被爆国として「核兵器のない世界」の実現を希求し、平成6（1994）年以降、毎年国連総会へ核兵器廃絶決議案を提出し続けています。国際社会の場においても非核三原則を堅持する立場を公式に表明し、我が国ひいてはアジア太平洋地域の平和と安定に極めて重要な役割を果たしています。

しかしながら、近年の緊迫する国際情勢や我が国の安全保障政策をめぐる議論の中で、一部に非核三原則の見直しを懸念する声が生じています。核兵器を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す今日だからこそ、非核三原則は我が国と地域の安定を築く基盤として、今後も確実に守られるべきものであります。広島・長崎の惨禍を二度と繰り返さないため、被爆の実相を後世に伝えつつ、非核三原則を堅持して「核兵器のない世界」への取組みを着実に積み重ねていくことは、我が国の不変の使命であります。被爆者の「こんな思いを他の誰にもさせてはならない」という切実な願いは、国民共通の願いでなければなりません。

よって、国会及び政府におかれましては、核兵器のない平和な世界の実現を願う被爆地をはじめとする国民の思いを厳粛に受け止め、今後とも非核三原則を堅持されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和 年 月 日
茨城県守谷市議会

様

（提出先）
衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣

提案理由（議員提出議案４号）

提案の理由を申し上げます。

非核三原則「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」は、昭和４２年に当時の佐藤栄作内閣総理大臣が国会で表明して以来、我が国の国是として、歴代内閣によって堅持されてきました。

また、我が国は世界唯一の戦争被爆国として平成６年以降、毎年国連総会へ核兵器廃絶決議案を提出し続けており、国際社会の場においても非核三原則を堅持する立場を公式に表明し、平和と安定に極めて重要な役割を果たしています。核兵器を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す今日だからこそ、非核三原則は今後も確実に守られるべきものであり、非核三原則を堅持して「核兵器のない世界」への取組みを着実に積み重ねていくことは、我が国の不変の使命であります。

よって、核兵器のない平和な世界の実現を願う被爆地をはじめとする国民の思いを厳粛に受け止め、今後とも非核三原則を堅持されるよう強く要望するため、意見書を提出するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。